

長野県農業大学校単位修得等の認定に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、長野県農業大学校管理細則第6条の規定に基づき、単位の修得等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の修得等の認定)

第2条 校長は、学生の学科目の単位の修得、卒業又は進級を認定するにあたっては、判定会議の審査を経て行うものとする。

(判定会議)

第3条 判定会議は、校長の指定する者をもって構成するものとする。

2 判定会議は、次の事項について審査する。

- (1) 学科目の成績の評価に関すること
- (2) 卒業に関すること
- (3) 進級に関すること
- (4) その他必要な事項

3 前項の審査に資するため、あらかじめ学科目を担当する教授等は学生の試験の結果及び出欠席の状況等を提出するものとする。

4 判定会議は、原則として前学期及び後学期の年2回行うものとする。

(学科目の成績の審査に関する判断基準)

第4条 前条第2項の判定会議における審査の判断基準は、次のとおりとする。

学科目の成績審査の評価は、試験の結果及び履修態度、研究調査報告書等により総合的に行うものとし、評価点は100点法により行い評価点が50点以上を合格とする。

(卒業・進級に必要な単位数の要件)

第5条 長野県農業大学校管理細則別表第11に規定する卒業に必要な学科目の数については、第1学年と第2学年に共通する学科目については1つの学科目として数える。

(卒業認定の特例)

第6条 卒業の認定をされなかった学生にあつては、翌年度に不認定とされた学科目を履修し、卒業に必要な条件を満たした場合は、その時点で卒業の認定をすることがある。

(試験の方法及び受験の要件)

第7条 試験は筆記試験、レポート、論文によるものとし、学科目における講義、演習、実習ごとに行うものとする。ただし、学科目の性格によっては試験を省略することができる。なお、試験の答案の取り扱いについては、各担当教授者が学生に返還するか破棄する。また、外部・兼務講師の担当する答案についても教務担当が回収し、講師の指示に従い、学生に返還又は破棄する。

2 試験を受けるためには、学科目における講義、演習、実習ごとの授業実施時間数の3分の2以上出席していなければならない。ただし、農業経営コースの専攻実習Ⅰ、プロジェクトⅠ(演習)、専攻実習Ⅱ及びプロジェクトⅡ(実習)は5分の4以上出席していなければならない。これらの場合において、次に掲げる事由及び期間の欠席にあつて、所定の手続きをし承認を受けたものについては出席したものとして扱う。

- (1) 忌引の場合にあつては、父母7日以内、祖父母及び兄弟姉妹3日以内、伯叔父母1日以内の忌服

する期間。

(2) 校長が承認した各種試験を受ける場合にあっては、その必要な期間。

(3) 災害等やむを得ない事由により授業に出席できない場合にあっては、その必要な期間。

(4) 長野県農業大学校学生健康管理取扱要領第7の規定により出席停止となった学生で、校長が承認した期間。

3 遅刻、早退は3回で欠席1回とすることができる。

(試験の時期等)

第8条 試験は、前学期及び後学期の各期末に行うものとする。ただし、学科目の授業の進捗状況等を勘案して必要と認められる場合は、学期の中間に行うことができる。

2 試験は、学生にその学科目及び日時を1週間前までに周知して行う。ただし、追試験及び再試験はこの限りではない。

(追試験)

第9条 前条の試験を、病気その他の事由で受験できなかった学生に対しては追試験を行うことができる。

この場合における試験の結果は、校長が特に認める場合を除き実点数の90パーセントとする。

(再試験)

第10条 前2条の試験の結果、成績が50点未満の学生に対しては再試験を行うことができる。この場合における試験の結果は次表に定める換算点とする。

実点数	換算点	実点数	換算点	実点数	換算点	実点数	換算点
100～86	59	77～74	56	65～62	53	53～50	50
85～82	58	73～70	55	61～58	52	50未満	実点数
81～78	57	69～66	54	57～54	51		

2 複数の教授が担当する学科目の場合は加重平均法により50点未満の学科目について実施する。この場合個々の教授の点数が50点未満のものについてのみ行う。

(不正行為)

第11条 試験中において、不正行為を発見した場合は、立ち会い監督者はただちに答案用紙を回収し、退室を命じその答案を無効とする。なお、不正行為を行った学生については、再試験は行わない。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年8月1日から改正施行する。

この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き在学する者に適用する試験の方法及び受験の要件については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。